

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)等の一部を改正する規程案等に対する御意見

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>今回の改正により新しい回収容器に関する問題は解消するため、大変うれしく思う。 この改正により、回収装置側にて少々問題が発生することをお知らせするため、意見を提出させていただく。 この問題は、日本冷凍空調工業会様の冷媒回収機委員会でも検討すべき案件とも思う。 回収装置には、回収できる冷媒名を記載しているが、新しい冷媒が発生するたびに以下の作業が必要になる。 特に、ユーザー様保有機や流通在庫品は、回収装置メーカーの手を離れており、市場での混乱発生を懸念している。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 回収装置の仕様書ラベルに、追加された冷媒名を毎回追加貼付する必要がある。 (2) 同じく取扱説明書も追加変更が必要になる。 (3) 回収装置仕様書に記載してある冷媒名と、回収装置に記載している冷媒名が合致しなくなる。 (4) 地方自治体のご担当者様はJRECO様のホームページ上に載っている回収可能な冷媒名を参考しているとのことだが、JRECO様への申請及び、JRECO様のデータ修正作業が多く発生する。 <p>高圧ガス保安法, 告示第139項, 告示第2条の運用及び解説について、フロン排出抑制法との整合性は？</p>	<p>今回の改正は、容器則においてFC容器に充填可能な冷媒の掲名による定義を廃止するものです。御懸念の点については、今回の改正如何にかかわらず、新たな冷媒について回収装置メーカーが、「当該冷媒が回収装置で回収可能な冷媒であること」を確認・認証するのであれば、仕様書ラベルや取扱説明書等への記載が必要になります。一方で、スムーズな運用を図るため、改正内容につきましては、回収装置メーカーや回収装置を取り扱う方々に対して、関係団体より周知を行う予定です。「高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年通商産業省告示第139号)第2条の運用及び解釈について」(20140707商局第3号)及び「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成13年法律第64号)との不整合は特段ないものと考えております。したがって、現改正案の通りとさせていただきます。</p>